

社会保険みやぎ

SHAKAIHOKEN MIYAGI No.781

2021

4 / 5

- 2・3 日本年金機構からのお知らせ
- 4・5 協会けんぽからのお知らせ
- 6 M美さんの社会保険物語
- 7 社会保険協会費ご協力をお願い
- 7 事業所の所在地・名称等の変更があった際は「社会保険協会にも連絡」をお願いします。
- 8 インフォメーションパーク

みやぎの
観光名所

01

一目千本桜 ひとめせんぼんざくら / 白石市

宮城県内でも屈指と呼ばれるような桜の名所を地元。大河原出身の実業家、高山開次郎の夢は、白石川沿いで花開きました。残雪の蔵王連峰を背景に咲き誇る、約1,200本ものソメイヨシノ。例年の見頃は4月初旬～中旬。その美しい光景は、訪れるすべての人の心を感動で彩ります。

日本年金機構 からののお知らせ

ご就職おめでとうございます

新たにお勤めされた方へ

①社会保険への加入手続きは会社で行ってくれます。

●マイナンバーまたは基礎年金番号が必要です。

(20歳以上の方は、基礎年金番号を持っておられますので年金手帳をご確認ください。マイナンバーでも手続き出来ますが、年金手帳の紛失により基礎年金番号が不明な場合は年金手帳再交付申請も同時に事業所へお願いしてください。)
(20歳未満で初めてお勤めする方は、マイナンバーが必要です。加入手続き終了後に年金手帳が交付されます。)



②社会保険料は給与から控除されます。

●給与明細書でご確認ください。

(保険料は1ヶ月単位となっています。加入した日の属する月から退職した日の翌日の属する月の前月までとなります。年金機構から事業所への請求は翌月となっています。)
(保険料は、事業所からのお届けいただいた月額により計算されます。著しく相違する場合は事業所の担当者へご確認ください。)

健康でご活躍されることを祈念申し上げます

社会保険事務担当者の方へ

社会保険の届け出は速やかにご提出をお願いします。
従業員を新しく雇入れるとき、退職者がいるとき、被扶養者の異動があるときは届け出が必要です。



①被保険者 資格取得届

従業員を雇入れたときなど、新たに加入すべき方がいるときは、該当した日から5日以内に届け出をしてください。

②被保険者 資格喪失届

従業員が退職したとき、死亡したときなどは、その翌日を資格喪失年月日として5日以内に保険証を添えて届け出をしてください。

③健康保険 被扶養者(異動)届

新しく雇入れた従業員に被扶養者となる方がいるときは、「資格取得届」と同時に行いましょう。
また、従業員の被扶養者が、就職などにより被扶養者でなくなった時も届け出が必要です。保険証を添付して、速やかに届書を提出してください。

◆届書様式はホームページからダウンロードできます！

【日本年金機構ホームページ (<http://www.nenkin.go.jp/>)】より届書様式がダウンロードできます。
手続きの内容や時期、添付書類や留意事項についてもご案内しておりますのでご利用ください。

◆届書は仙台広域事務センターへ郵送でご提出ください！

〈郵送先〉 〒980-8461 日本年金機構 仙台広域事務センター
※封筒に郵便番号と名称のみの記載で郵送していただけます。

令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用の拡大

1. 現行の短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用

平成28年10月から、特定適用事業所(※1)で働くパート・アルバイト等の短時間労働者が、一定の要件(※2)を満たすことで、健康保険・厚生年金保険の被保険者となっています。
また、特定適用事業所でもなくとも労使合意を得ることで、任意特定適用事業所(※3)になるための申請ができます。

(※1) 特定適用事業所とは

事業主が同一(※)である一または二以上の適用事業所で、被保険者(短時間労働者を除く)の総数が500人を超える事業所
※「事業主が同一である」適用事業所とは
・法人事業所(株式会社、社団・財団法人、独立行政法人等)で、法人番号が同一の適用事業所
・個人事業所(人格なき社団等を含む)で、現在の適用事業所

(※2) 短時間労働者が被保険者となる一定の要件とは

- ・週の所定労働時間が20時間以上であること
- ・雇用期間が1年以上見込まれること
- ・賃金の月額が88,000円以上であること
- ・学生でないこと

(※3) 任意特定適用事業所とは

国または地方公共団体に属する事業所及び特定適用事業所以外の適用事業所で、労使合意に基づき、短時間労働者を健康保険・厚生年金保険の適用対象とする申出をした適用事業所

2. 令和4年10月からの短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

法律改正に伴い短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用がさらに拡大されます。

《令和4年10月からの改正》

- 「特定適用事業所」の要件
・被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時500人を超える事業所
⇒被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所
- 「短時間労働者」の適用要件
・雇用期間が1年以上見込まれること
⇒雇用期間が2ヶ月以上見込まれること(通常の被保険者と同じ)

《令和6年10月からの改正》

- 「特定適用事業所」の要件
・被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時100人を超える事業所
⇒被保険者(短時間労働者を除く)の総数が常時50人を超える事業所

〈短時間労働者の健康保険・厚生年金保険の適用拡大にかかる要件早見表〉

対 象	要 件	平成28年10月～ (現 行)	令和4年10月～ (改 正)	令和6年10月～ (改 正)
事 業 所	事業所の規模	常時500人超	常時100人超	常時50人超
短時間労働者	労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	変更なし	
	賃 金	月額88,000円以上	変更なし	
	勤務期間	継続して1年以上使用される見込み	継続して2ヶ月以上使用される、 または使用される見込み	
	適用除外	学生ではないこと	変更なし	

協会けんぽ からののお知らせ

—事業主様へお願い— 加入者（被保険者・被扶養者）の皆さまへお知らせ願います

令和3年度 生活習慣病予防 健診・特定健診のご案内

従業員様向けの生活習慣病予防健診は 令和3年3月下旬 に事業所様あてに、ご家族様向けの特定健診は 令和3年「インセンティブ制度」によって、被保険者（ご本人）様・被扶養者（ご家族）様の健診受診率の向上が健康保険料率の引き下げ

4月下旬（一部の地域には3月下旬）に対象者を扶養している被保険者様の住所地へ送付します。に影響します。被保険者様のみならず、被扶養者様の健診についてもご理解ご協力をお願いします。

35歳～74歳の被保険者（ご本人）様 「生活習慣病予防健診」

健診の内容

〈労働安全衛生法の定期健康診断項目〉
問診、身体計測、血圧測定、胸部レントゲン検査、尿検査、血液検査、心電図検査

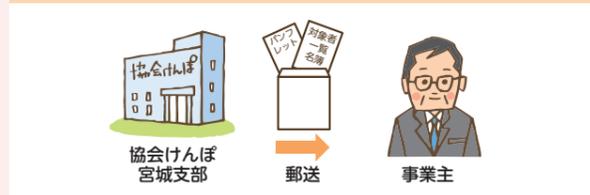


- ・胃部レントゲン検査（胃がん検査）
- ・便潜血反応検査（大腸がん検査）

がん検診が含まれています

受診の流れ

① 健診案内の送付（3月下旬送付予定）



② 健診機関へ連絡し、受診日を予約



③ 健診機関から問診票等が届く



④ 健診の受診



- ・健診機関の予約状況により、ご希望の健診機関や希望日に受診できない場合がありますので、ご了承ください。
- ・当協会ホームページにて生活習慣病予防健診実施機関の情報をお知らせします。



集合バス健診のご案内

協会けんぽ宮城支部では、契約健診機関の少ない地区等の公共施設などで健診バス（健診車）による集合健診を実施しています。集合バス健診の詳しい日程等は、令和3年3月下旬に送付する生活習慣病予防健診のご案内に同封の「令和3年度 集合バス健診のご案内」をご確認ください。

開催予定地区

気仙沼地区、南三陸地区、石巻地区、東松島地区、栗原地区、登米地区、大崎地区、黒川地区、柴田地区、角田地区、亘理地区、伊具地区、白石地区、刈田地区

40歳～74歳の被扶養者（ご家族）様 「特定健診」

健診の内容

■ 基本的な健診

問診、身体計測、血圧測定、尿検査、血液検査

■ 詳細な健診（医師の判断により実施）

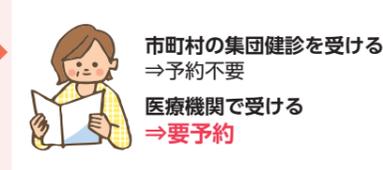
貧血検査、眼底検査、心電図検査、血清クレアチニン検査
※がん検診については、市区町村での実施となります。（お住まいの市区町村へ申込みが必要となります。）

受診の流れ

① 受診券の送付



② 特定健診のご案内をご覧いただき受診場所を決める



③ 健診の受診



ご確認ください

特定健診を受診する際は、「特定健康診査受診券（セット券）」が必要です

- ・受診券は 令和3年4月下旬（一部の地域は3月下旬）に被保険者様の住所地へ送付予定です。 ※被保険者様のご自宅が宮城県外にある場合は、住所地を管轄する協会けんぽ支部より受診券を送付します。
- ・令和3年1月以降に加入手続きされた方……令和3年5月下旬以降、順次送付予定です。

事業主様へ

特定健康診査受診券（セット券）の配付にご協力ください

以下の場合には事業所様へ受診券が送付される場合がございますので、事業所様から被保険者様への配付のご協力をお願いいたします。

- ・協会けんぽで保有している被保険者様の住所情報に不備（郵便番号、住所情報の未登録等）がある場合
- ・転居等の理由で協会けんぽが保有している住所情報と被保険者様が現在居住している住所に相違がある場合
- ・被保険者様と被扶養者様の住所が違う場合 など



生活習慣病予防健診・特定健診のお問い合わせ先

全国健康保険協会 宮城支部 〒980-8561 仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル8F
保健グループ TEL：022-714-6854（直通）

協会けんぽ 宮城 [検索](#)

M美さんの **社会保険物語**

マイナンバーカードの健康保険証利用 第116話



社会保険協会費ご協力のお願い

(一財) 宮城県社会保険協会長

謹啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて、令和3年度の協会費を納入いただく時期となりました。

4月下旬に納入のお願いであります「社会保険協会費ご協力のお願い」を送付いたしますので、今年度も納入につきまして引き続きご協力賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

当協会では、会員の皆様のご協力のもと、健康保険・年金制度の普及・広報事業や健康と福利増進のための事業に取り組んでまいります。

謹白



事業所の所在地・名称等の変更があった際は「社会保険協会にも連絡」をお願いします。

年金事務所に手続きをしていただくだけでなく、お手数ですが当協会あてにも連絡をお願いいたします。
(お送りしています会員事業所変更届(ハガキ様式)、あるいは下記の様式にご記入のうえFAXにてご連絡願います。)

※日本年金機構へ変更の届出をされても、日本年金機構における情報保護のため当協会に変更情報が自動的に提供されることはありませんので、当協会では変更したことが分かりません。

会員事業所変更届

変更前(下欄全項目記入願います。)			変更後(変更事項のみ記入願います。)		
事業所記号	事業所番号	被保険者数	事業所記号	事業所番号	被保険者数
		人			人
フリガナ					
事業所名					
所在地	〒 -		〒 -		
電話番号	-	-	-	-	-

社会保険協会費が未納の場合、広報誌の送付、テキストの配布、研修会への参加、福利厚生事業等の協会事業を受けられない場合があります。

協会けんぽからのお知らせ

<マイナンバーカードの健康保険証利用について>

開始時期は、医療機関・薬局によって異なります。利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定ですのでご確認ください。



マイナポータルはこちらから▶

問い合わせ先

全国健康保険協会宮城支部
〒980-8561
仙台市青葉区国分町3-6-1
仙台パークビル8F
TEL 022-714-6850
ホームページは「協会けんぽ」で検索ください。

協会けんぽ

検索

(8) 社会保険みやぎ

電話による年金相談は以下の相談先へ

年金事務所の電話は大変混み合っております

ねんきんダイヤル



0570-05-1165 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1165

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※お電話いただく際には、基礎年金番号又は年金証書番号をお知らせください。

ねんきんダイヤル(ねんきん定期便・ねんきんネット専用番号)



0570-058-555 (ナビダイヤル)

※050(一部)の電話からおかけになる場合は03-6700-1144

受付時間 ●月～金曜日 8:30～17:15 ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
●第2土曜日 9:30～16:00

(なお、祝日はご利用いただけません。)

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」「厚生年金加入記録のお知らせ」に関するお問い合わせについても受けいたします。

ご利用にあたってご留意いただきたいこと

- ・ナビダイヤルは、一般固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。
- ・[03-6700-1165][03-6700-1144]の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金が掛かります。



年金相談の受付時間と週末相談(予定)

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						1			1	2	3	4	5
2	3	4	5	6	7	8	6	7	8	9	10	11	12
9	10	11	12	13	14	15	13	14	15	16	17	18	19
16	17	18	19	20	21	22	20	21	22	23	24	25	26
23	24	25	26	27	28	29	27	28	29	30			
30	31												

◆受付時間

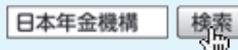
□ 平日(月～金)
午前8時30分～午後5時15分

◆年金相談の「時間延長」と「週末相談」

○ 時間延長(週の初日)
午後5時15分～午後7時

■ 週末相談(第2土曜日)
午前9時30分～午後4時

変更されている場合もありますので、ホームページなどでご確認のうえご利用ください。



街角の年金相談センター仙台

厚生年金保険・国民年金の受給に関するご相談、手続きは年金事務所のほか、年金相談センターでも行うことができます。

◎電話によるご相談は「ねんきんダイヤル」にお問い合わせください

- 相談時間
- 月～金曜日 8:30～17:15
ただし月曜日(休日明けの初日)は19:00まで受付時間を延長
 - 第2土曜日 9:30～16:00
(なお、祝日はご利用いただけません。)

右記カレンダーもご覧ください

街角の年金相談センター仙台

〒980-0803

仙台市青葉区国分町3-6-1 仙台パークビル2階

※全国社会保険労務士会連合会が受託運営しています



5月・6月の出張相談所開設のご案内

1. 常設

会場	開設日	開設時間	予約受付先
気仙沼出張相談所 (NTT気仙沼ビル1F) (予約制)	土日および祝日以外の平日	8:30～12:00 13:00～17:00	石巻年金事務所 0225-22-5118

- ・予約制を実施している会場については、お電話で事前に相談日をご予約ください。
 - ・ご予約は、相談日の1カ月前から受付いたします。
- ※相談にお越しの際には、年金証書、振込通知書、年金手帳や被保険者証といった、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。
- ※本人以外の方が相談される場合には、本人からの委任状とお越しになる方の本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)及び本人の印鑑が必要となります。

年金の予約相談を
実施しています。

日本年金機構では、業務の迅速化に努めておりますが、受付状況によっては窓口が混雑する場合がございます。年金のご相談の際には、事前にご予約のうえ、年金事務所へおいでいただくとスムーズに相談できます。

予約相談は全国どこの年金事務所でも実施しています。

なお、予約相談希望日の1カ月前から受付しています。

予約の申し込みは「予約受付専用電話」へ

0570-05-4890

